

## 新潟市ひまわりクラブの入会基準について

H30年4月1日現在

根拠規定	新潟市ひまわりクラブ条例
所管する課名	新潟市こども未来部こども政策課
対象児童	新潟市に住所を有し、屋間保護者のいない家庭の小学校に就学している児童。 その他、市長が必要と認めた児童。
入会基準	<p>1 就労 両親ともに就労している。 ※ 勤務時間が午後 1 時 3 0 分以降まであり、 勤務日数が週 3 日以上であること。</p> <p>2 保護者の病気 保護者が一定期間の入院または療養が必要である。</p> <p>3 病人の看護等 一定期間に渡る入院の付き添い等が必要な家族がいる。</p> <p>4 母親の出産等 母親が妊娠中であるか、または産後まもない場合。</p> <p>5 就学・技能習得 保護者が学校に通っている。 保護者が一定期間の職業訓練等を行っている。 ※ 授業時間が午後 1 時 3 0 分以降まであり、 授業日数が週 3 日以上であること。</p> <p>6 求職活動（母子・父子家庭のみ） ひとり親家庭の保護者が求職活動を行っている。 ※ 求職活動を行っている日数、時間等が就労と同程度であること。  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">                     当該基準は、平成15年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」による。                 </div> </p> <p>7 緊急対応                      ①児童の住居が「火災」, 「自然災害」等により、居住不可能となった。                      ※ 住宅が居住不可能な被害を受けていること（半壊以上）                      許可期間は1ヶ月とする（延長も可）                      ②保護者が不慮の事故に遭い、緊急的に入院をすることになった。                      ※ 交通事故等を想定（事前に予定されている入院は上記2による）                      許可期間は入院に必要な期間とする                 </p> <p>8 その他 特別な事情があると認められる場合。</p>